第一 宅地造成等規制法施行令の一部改正

地盤 に つい て講ずる措置に関 する技術的基準として、 一定の厚さの層に分けて土を盛るごとに、 口 1

ラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、 必要に応じて地滑り抑止ぐい等を設置

することを追加するものとすること。

(第五条関係)

排水施設の設置に関する技術的基準として、 地下水により崖崩れ又は土砂の流 出が生ずるおそれがあ

るときは、 その地下水を排除するための排水施設を設置することを追加するものとすること。

(第十三条関係)

三 都道府県知事に届け出なければならない宅地造成工事規制区域内の宅地における工事として、 地下水

を排除するため の排水施設の全部又は一部の除却の工事を追加するものとすること。 (第十八条関係)

第二 都市計画法施行令の一部改正

第三 附則

この政令は、 平成十九年四月一日から施行するものとすること。

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二項から第四項まで関係)

(附則第一項関係)